

社会福祉法人鳥取県厚生事業団役員等報酬規程

平成29年3月15日制定

平成31年1月18日改正

令和2年6月24日改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団（以下「法人」という。）定款第9条、第11条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬、通勤手当、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

3 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額とする。

(2) 通勤手当については、法人職員給与・退職手当規程（以下「給与規程」という。）第20条の規定に定める額とする。

(3) 賞与については、月額報酬の額の4.2月分を超えない範囲で職員への賞与の支給状況等を勘案して理事長が定める。なお、算定方法は、給与規程第25条を適用する。

(4) 退職手当については、給与規程第26条の規定に定める額とする。なお、職員から常勤役員となった者については、役員の任期が満了、辞任又は退任となる時までの期間を通算し、社会福祉施設職員等退職手当共済法により支給される額は差し引く。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため会議への出席及び出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、給与規程第10条、第11条並びに、当法人再雇用職員及び継続雇用職員取扱要領に規定する給料を支給している役員の報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第5条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、給与規程第25条第6項により支給する。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は、死亡により退職した後1か月以内に支給する。ただし、給与規程第26条第3項の規定より支給される場合は、この限りではない。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、給与規程第5条5号に準じる。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成30年6月27日より施行する。

附則

この規程は、令和2年6月24日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役員	報酬の額
理事長	月額533,000円
常務理事	月額479,000円
理事	月額426,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理事長

報酬月額	131,000円
------	----------

(2) 理事

区分	日額
理事会への出席	10,200円
上記の他、法人業務のための出席	

(3) 監事

区分	日額
監事監査、理事会、評議員会への出席	10,200円
上記の他、法人業務のための出席	

(4) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	10,200円
上記の他、法人業務のための出席	

別表3（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与（給料のみ）を支給している役員に対しては、役員報酬と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬を支給する。

役員	月額報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額533,000円
常務理事	合算上限月額479,000円
理事	合算上限月額426,000円